

- 第22号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例
第23号議案 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例
第24号議案 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
第25号議案 品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和7年第1回区議会定例会において、4つの区立施設の指定管理者候補者の指定議案を上程している。指定管理者制度のサービスの質の維持・向上を図り、障害者のニーズに応じた良質なサービスを障害者自らが選択できるよう、指定管理者における効率的な運営を実現するとともに、指定管理者の自主的な運営努力の促進を図るため。

2 改正の概要

- (1) グループホームの家賃の取り扱いを区の歳入から指定管理者の収入に変更する。
- (2) 利用料金制のもと利用者と指定管理者との間のサービス提供に係る規定整備を行う。

3 改正する条例

- (1) 品川区立心身障害者福祉会館条例
- (2) 品川区立知的障害者グループホーム条例
- (3) 品川区立知的障害者福祉施設条例
- (4) 品川区立発達障害者支援施設条例

4 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行日

令和7年4月1日

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例 昭和52年3月30日条例第11号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年3月30日条例第25号 昭和56年3月31日条例第24号 昭和58年12月10日条例第40号 昭和59年3月31日条例第14号 平成4年3月30日条例第19号 平成8年3月29日条例第19号 平成15年12月8日条例第33号 平成18年3月31日条例第19号 平成18年7月10日条例第35号 平成19年3月30日条例第14号 平成21年3月31日条例第19号 平成23年3月31日条例第11号 平成24年3月26日条例第15号 平成25年3月27日条例第18号 平成27年3月31日条例第24号 平成30年3月28日条例第20号 令和元年7月11日条例第15号 令和5年7月12日条例第39号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立心身障害者福祉会館条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図</p>	<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例 昭和52年3月30日条例第11号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年3月30日条例第25号 昭和56年3月31日条例第24号 昭和58年12月10日条例第40号 昭和59年3月31日条例第14号 平成4年3月30日条例第19号 平成8年3月29日条例第19号 平成15年12月8日条例第33号 平成18年3月31日条例第19号 平成18年7月10日条例第35号 平成19年3月30日条例第14号 平成21年3月31日条例第19号 平成23年3月31日条例第11号 平成24年3月26日条例第15号 平成25年3月27日条例第18号 平成27年3月31日条例第24号 平成30年3月28日条例第20号 令和元年7月11日条例第15号 令和5年7月12日条例第39号</p> <p>品川区立心身障害者福祉会館条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図</p>

改正後	改正前								
<p>るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。</p>	<p>るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。</p>								
<p>（名称および所在地）</p>	<p>（名称および所在地）</p>								
<p>第2条 会館の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 会館の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 344 618 392">名称</th> <th data-bbox="618 344 1066 392">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 392 618 488">品川区立心身障害者福祉会館</td> <td data-bbox="618 392 1066 488">東京都品川区旗の台五丁目2番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立心身障害者福祉会館	東京都品川区旗の台五丁目2番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 344 1617 392">名称</th> <th data-bbox="1617 344 2065 392">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 392 1617 488">品川区立心身障害者福祉会館</td> <td data-bbox="1617 392 2065 488">東京都品川区旗の台五丁目2番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立心身障害者福祉会館	東京都品川区旗の台五丁目2番2号
名称	所在地								
品川区立心身障害者福祉会館	東京都品川区旗の台五丁目2番2号								
名称	所在地								
品川区立心身障害者福祉会館	東京都品川区旗の台五丁目2番2号								
<p>（事業）</p>	<p>（事業）</p>								
<p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p>	<p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p>								
<p>（1） 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等に対する機能訓練に関すること。</p> <p>イ 支援法第77条第1項第9号に規定する事業</p> <p>ウ 講習会、講座等の開催に関すること。</p> <p>エ 会館の施設の使用に関すること。</p> <p>（2） 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p> <p>（3） 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>イ 支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号に規定する事業</p> <p>（利用者）</p>	<p>（1） 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等に対する機能訓練に関すること。</p> <p>イ 支援法第77条第1項第9号に規定する事業</p> <p>ウ 講習会、講座等の開催に関すること。</p> <p>エ 会館の施設の使用に関すること。</p> <p>（2） 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p> <p>（3） 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>イ 支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業</p> <p>ウ 支援法第77条第1項第3号に規定する事業</p> <p>（利用者）</p>								
<p>第4条 会館を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p>	<p>第4条 会館を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p>								

改正後	改正前
<p>(1) 障害者自立訓練センターで行う事業 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者</p> <p><u>(利用手続)</u></p>	<p>(1) 障害者自立訓練センターで行う事業 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>(2) 前号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者</p> <p><u>(会館の利用の承認等)</u></p>
<p>第5条 <u>第3条（同条第3号ウを除く。）の事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p>	<p>第5条 <u>前条に規定する者が会館を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会館の利用を拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者が定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 感染症にかかっているとき。</u></p> <p><u>(3) その他正当な理由があるとき。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p>
<p>第6条 <u>第3条第1号アおよび第2号の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるもののほか、第3条（同条第3号ウを除く。）の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 第3条第3号アに規定する事業を利用する者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第3条第3号イに規定する事業を利用する者は、支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。</u></p> <p><u>5 第3条第1号イに規定する事業を利用する者は、生産活動に係る材料費その他の費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(施設の使用の承認等)</p> <p>第7条 会館の施設のうち別表第1に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするものと認めたとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があると認めたとき。</p> <p>3 区長は、貸出施設の使用の承認について、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 貸出施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更制限)</p> <p>第9条 使用者は、貸出施設の使用に際して、特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(貸出施設の使用承認の取消し等)</p> <p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用の承認を取り消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。</p> <p>(1) 貸出施設の使用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) その他区長が必要と認めたとき。</p>	<p><u>6 第1項および第4項の規定によるもののほか、第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>(施設の使用の承認等)</p> <p>第7条 会館の施設のうち別表第1に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするものと認めたとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があると認めたとき。</p> <p>3 区長は、貸出施設の使用の承認について、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 貸出施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更制限)</p> <p>第9条 使用者は、貸出施設の使用に際して、特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用等の承認の取消し等)</p> <p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>会館の利用または</u>貸出施設の使用の承認を取り消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。</p> <p>(1) <u>会館の利用または</u>貸出施設の使用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) その他区長が必要と認めたとき。</p>

改正後	改正前
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 会館を利用する者および使用者（以下「会館利用者」という。）は、会館の利用または貸出施設の使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、会館の利用もしくは貸出施設の使用を停止され、または会館の利用もしくは貸出施設の使用の承認を取り消されたときも同様とする。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 会館を利用する者および使用者（以下「会館利用者」という。）は、会館の利用または貸出施設の使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、会館の利用もしくは貸出施設の使用を停止され、または会館の利用もしくは貸出施設の使用の承認を取り消されたときも同様とする。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者は、会館の使用に際して、施設または設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額または免除することができる。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者は、会館の使用に際して、施設または設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額または免除することができる。</p>
<p>(休館日等)</p> <p>第13条 会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 会館の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 貸出施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日、会館の利用時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>(休館日等)</p> <p>第13条 会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 会館の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 貸出施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日、会館の利用時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>
<p>(目的外使用)</p> <p>第14条 区長は、会館の運営に支障がないと認めたときは、貸出施設のうち別表第2に掲げる施設について、第1条の目的以外の使用（以下「目的外使用」という。）をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 第7条第2項から第12条までの規定は、第1項の規定による目的外使用の場合について準用する。</p>	<p>(目的外使用)</p> <p>第14条 区長は、会館の運営に支障がないと認めたときは、貸出施設のうち別表第2に掲げる施設について、第1条の目的以外の使用（以下「目的外使用」という。）をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 第7条第2項から第12条までの規定は、第1項の規定による目的外使用の場合について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第15条 前条第2項の規定により、目的外使用に係る承認を受けた者（以下「目的外使用者」という。）は、別表第2に定める額の<u>使用料</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の<u>使用料</u>は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。 (会館の管理等)</p> <p>第16条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、<u>会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>を当該指定管理者の収入として、<u>利用者</u>から收受することができる。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、会館の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 会館利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 会館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p>	<p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第15条 前条第2項の規定により、目的外使用に係る承認を受けた者（以下「目的外使用者」という。）は、別表第2に定める額の<u>利用料金</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、<u>利用料金</u>を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の<u>利用料金</u>は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。 (会館の管理等)</p> <p>第16条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、<u>利用料金</u>を当該指定管理者の収入として、<u>目的外使用者</u>から收受することができる。 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、会館の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 会館利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 会館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) その他第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を指定管理者として指定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p>(2) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 施設および設備の維持および修繕に関すること。</p> <p>(4) その他区長が必要と認めた業務</p> <p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第19条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(昭和52年6月規則第22号で、同52年7月1日から施行)</p> <p>2 東京都品川区立心身障害者福祉ホーム条例(昭和42年4月東京都品川区条例第9号。以下「福祉ホーム条例」という。)は、廃止する。</p> <p>3 福祉ホーム条例による東京都品川区立西大井福祉ホームは、この条例による東京都品川区立心身障害者福祉会館西大井福祉ホーム北分園および東京都品川区立心身障害者福祉会館西大井福祉ホーム南分園となり、同一性</p>	<p>(4) その他第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を指定管理者として指定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p>(2) 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 施設および設備の維持および修繕に関すること。</p> <p>(4) その他区長が必要と認めた業務</p> <p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第19条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(昭和52年6月規則第22号で、同52年7月1日から施行)</p> <p>2 東京都品川区立心身障害者福祉ホーム条例(昭和42年4月東京都品川区条例第9号。以下「福祉ホーム条例」という。)は、廃止する。</p> <p>3 福祉ホーム条例による東京都品川区立西大井福祉ホームは、この条例による東京都品川区立心身障害者福祉会館西大井福祉ホーム北分園および東京都品川区立心身障害者福祉会館西大井福祉ホーム南分園となり、同一性</p>

改正後	改正前
<p>をもつて存続するものとする。</p>	<p>をもつて存続するものとする。</p>
<p>4 この条例の施行の際、現に福祉ホーム条例第4条の規定により使用の承認を受けている者については、この条例第4条の規定による入所の承認を受けたものとみなす。</p>	<p>4 この条例の施行の際、現に福祉ホーム条例第4条の規定により使用の承認を受けている者については、この条例第4条の規定による入所の承認を受けたものとみなす。</p>
<p>5 東京都品川区立心身障害者福祉会館の管理運営について必要な準備手続は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>	<p>5 東京都品川区立心身障害者福祉会館の管理運営について必要な準備手続は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>
<p>付 則（昭和53年3月30日条例第25号）</p>	<p>付 則（昭和53年3月30日条例第25号）</p>
<p>この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和56年3月31日条例第24号）</p>	<p>付 則（昭和56年3月31日条例第24号）</p>
<p>この条例は、昭和56年6月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和56年6月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和58年12月10日条例第40号）</p>	<p>付 則（昭和58年12月10日条例第40号）</p>
<p>この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和59年3月31日条例第14号）</p>	<p>付 則（昭和59年3月31日条例第14号）</p>
<p>この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成4年3月30日条例第19号）</p>	<p>付 則（平成4年3月30日条例第19号）</p>
<p>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成8年3月29日条例第19号）</p>	<p>付 則（平成8年3月29日条例第19号）</p>
<p>1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。</p>
<p>2 改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例第6条および別表の規定は、平成8年5月1日以後の品川区立心身障害者福祉会館の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>2 改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例第6条および別表の規定は、平成8年5月1日以後の品川区立心身障害者福祉会館の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（平成15年12月8日条例第33号）</p>	<p>付 則（平成15年12月8日条例第33号）</p>
<p>1 この条例中第1条の規定は平成16年1月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>1 この条例中第1条の規定は平成16年1月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>(1) 付則第3項の規定 公布の日</p>	<p>(1) 付則第3項の規定 公布の日</p>
<p>(2) 第1条中第6条および第7条の改正規定 平成16年4月1日</p>	<p>(2) 第1条中第6条および第7条の改正規定 平成16年4月1日</p>

改正後	改正前
<p>2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に、同条の規定による改正前の品川区立心身障害者福祉会館条例の規定により区長に対して行われた会館の入所の申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例（以下「新条例」という。）の相当規定により区長に対して行われた会館の利用の申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為とみなす。</p>	<p>2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に、同条の規定による改正前の品川区立心身障害者福祉会館条例の規定により区長に対して行われた会館の入所の申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例（以下「新条例」という。）の相当規定により区長に対して行われた会館の利用の申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為とみなす。</p>
<p>3 新条例の規定による貸出施設の使用について必要な手続は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>3 新条例の規定による貸出施設の使用について必要な手続は、施行日前においても行うことができる。</p>
<p>付 則（平成18年3月31日条例第19号）</p>	<p>付 則（平成18年3月31日条例第19号）</p>
<p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>2 改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の品川区立心身障害者福祉会館の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。</p>	<p>2 改正後の品川区立心身障害者福祉会館条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の品川区立心身障害者福祉会館の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（平成18年7月10日条例第35号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成18年7月10日条例第35号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成19年3月30日条例第14号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年3月30日条例第14号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成21年3月31日条例第19号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成21年3月31日条例第19号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成23年3月31日条例第11号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成23年3月31日条例第11号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成24年3月26日条例第15号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成24年3月26日条例第15号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成25年3月27日条例第18号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成25年3月27日条例第18号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
-----	-----

<p>付 則（平成27年 3 月31日条例第24号）</p> <p>1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条および第 19条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第 2 訓練室 2 の部の規定は、平成27年 7 月 1 日以後の品川区立心身障害者福祉会館の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成30年 3 月28日条例第20号）</p> <p>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年 7 月11日条例第15号）</p> <p>この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="color: red;">付 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p style="color: red;">この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則（平成27年 3 月31日条例第24号）</p> <p>1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条および第 19条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第 2 訓練室 2 の部の規定は、平成27年 7 月 1 日以後の品川区立心身障害者福祉会館の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成30年 3 月28日条例第20号）</p> <p>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年 7 月11日条例第15号）</p> <p>この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	---

別表第 1（第 7 条、第13条関係）

貸出施設	使用時間		
	平日	土曜日	日曜日
共同事務室 録音室 訓練室	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 4 時30分まで
浴室	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	

備考 訓練室については、平日および土曜日に限り、管理上必要な条件を付けて、1 時間を限度に終了時間を延長することができる。

別表第 2（第14条、第15条関係）

種別	時間	午前 (9 時～12 時)	午後 (1 時～ 4 時30 分)	夜間 (5 時30分～ 9 時)

別表第 1（第 7 条、第13条関係）

貸出施設	使用時間		
	平日	土曜日	日曜日
共同事務室 録音室 訓練室	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 4 時30分まで
浴室	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	

備考 訓練室については、平日および土曜日に限り、管理上必要な条件を付けて、1 時間を限度に終了時間を延長することができる。

別表第 2（第14条、第15条関係）

種別	時間	午前 (9 時～12 時)	午後 (1 時～ 4 時30 分)	夜間 (5 時30分～ 9 時)

改正後					改正前				
訓練室 1	区民	1,000円	1,500円	1,800円	訓練室 1	区民	1,000円	1,500円	1,800円
	区民以外	1,200円	1,800円	2,200円		区民以外	1,200円	1,800円	2,200円
訓練室 2	区民	1,400円	2,100円	2,500円	訓練室 2	区民	1,400円	2,100円	2,500円
	区民以外	1,600円	2,500円	3,000円		区民以外	1,600円	2,500円	3,000円
備考					備考				
1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。					1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。				
2 平日にあつては、夜間の使用に限る。					2 平日にあつては、夜間の使用に限る。				

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p>	<p>○品川区立知的障害者グループホーム条例 平成3年7月9日条例第22号</p>
<p>改正</p> <p>平成5年12月13日条例第37号 平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成17年7月15日条例第18号 平成17年10月24日条例第29号 平成18年3月31日条例第20号 平成19年3月30日条例第15号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年3月27日条例第18号 平成25年10月22日条例第37号 平成30年3月28日条例第20号 令和4年11月28日条例第47号 令和5年7月12日条例第39号</p> <p><u>令和 年 月 日条例第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成5年12月13日条例第37号 平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成17年7月15日条例第18号 平成17年10月24日条例第29号 平成18年3月31日条例第20号 平成19年3月30日条例第15号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年3月27日条例第18号 平成25年10月22日条例第37号 平成30年3月28日条例第20号 令和4年11月28日条例第47号 令和5年7月12日条例第39号</p>
<p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (設置)</p>	<p>品川区立知的障害者グループホーム条例 (設置)</p>
<p>第1条 知的障害者に対し、生活の場を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域社会での自立生活の助長を図るとともに、短期間の入所を必要とする知的障害者に対し、必要な支援を行うため、品川区立知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p>	<p>第1条 知的障害者に対し、生活の場を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域社会での自立生活の助長を図るとともに、短期間の入所を必要とする知的障害者に対し、必要な支援を行うため、品川区立知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正後	改正前																														
<p>(1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。</p> <p>(2) 共同生活援助 法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。 (名称、所在地および実施する事業)</p>	<p>(1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。</p> <p>(2) 共同生活援助 法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。 (名称、所在地および実施する事業)</p>																														
<p>第3条 グループホームの名称、所在地および実施する事業は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 グループホームの名称、所在地および実施する事業は、次のとおりとする。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>実施する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立北品川つばさの家</td> <td>東京都品川区北品川三丁目7番21号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立西大井つばさの家</td> <td>東京都品川区西大井五丁目7番24号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立上大崎つばさの家</td> <td>東京都品川区上大崎一丁目20番12号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立出石つばさの家</td> <td>東京都品川区西大井三丁目11番19号</td> <td>短期入所 共同生活援助</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	実施する事業	品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号	共同生活援助	品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号	共同生活援助	品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	共同生活援助	品川区立出石つばさの家	東京都品川区西大井三丁目11番19号	短期入所 共同生活援助	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>実施する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立北品川つばさの家</td> <td>東京都品川区北品川三丁目7番21号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立西大井つばさの家</td> <td>東京都品川区西大井五丁目7番24号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立上大崎つばさの家</td> <td>東京都品川区上大崎一丁目20番12号</td> <td>共同生活援助</td> </tr> <tr> <td>品川区立出石つばさの家</td> <td>東京都品川区西大井三丁目11番19号</td> <td>短期入所 共同生活援助</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	実施する事業	品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号	共同生活援助	品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号	共同生活援助	品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	共同生活援助	品川区立出石つばさの家	東京都品川区西大井三丁目11番19号	短期入所 共同生活援助
名称	所在地	実施する事業																													
品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号	共同生活援助																													
品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号	共同生活援助																													
品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	共同生活援助																													
品川区立出石つばさの家	東京都品川区西大井三丁目11番19号	短期入所 共同生活援助																													
名称	所在地	実施する事業																													
品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目7番21号	共同生活援助																													
品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目7番24号	共同生活援助																													
品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	共同生活援助																													
品川区立出石つばさの家	東京都品川区西大井三丁目11番19号	短期入所 共同生活援助																													
<p>(利用者の要件)</p>	<p>(利用者の要件)</p>																														
<p>第4条 グループホームを利用することができる者は、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>知的障害者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置の決定を受けた者</u>とする。</p>	<p>第4条 グループホームを利用することができる者は、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>知的障害者</u>とする。</p>																														
<p>2 品川区立出石つばさの家に限り、第1条に規定する設置の目的に支障がないと認める場合にあつては、前項に規定する者に加え、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>身体障害者および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置の決定を受けた者</u>も利用することができる。</p>	<p>2 品川区立出石つばさの家に限り、第1条に規定する設置の目的に支障がないと認める場合にあつては、前項に規定する者に加え、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>身体障害者</u>も利用することができる。</p>																														
<p><u>(利用手続)</u></p>	<p><u>(利用手続等)</u></p>																														
<p>第5条 <u>第3条の事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根</u></p>	<p>第5条 <u>グループホームを利用しようとする者は、規則で定めるところによ</u></p>																														

改正後	改正前
<p><u>拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p>	<p><u>り区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認をしない。</u> <u>(1) 利用者(グループホームの利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)</u> <u>が定員に達したとき。</u> <u>(2) グループホームの管理上支障があると認めたとき。</u> <u>(利用料等)</u></p>
<p><u>第6条 第3条の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</u></p>	<p><u>第6条 利用者は、利用料として法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を、使用料として家賃の額を納付しなければならない。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、利用料に限る。</u></p>
<p><u>2 前項の規定によるもののほか、第3条の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項の規定によるもののほか、利用者は、法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u> <u>(家賃の額等)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項に規定する家賃の額は、月額3万円とする。</u></p> <p><u>2 区長は、規則で定めるところにより家賃の額を減額し、または免除することができる。</u> <u>(利用承認の取消し)</u></p> <p><u>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。</u> <u>(1) 第4条に規定する利用者の要件を欠いたとき。</u> <u>(2) 団体生活に著しい支障を来す行為があったとき。</u> <u>(3) その他区長が必要と認めたとき。</u> <u>(明渡し)</u></p> <p><u>第9条 利用者は、前条の規定により利用の承認を取り消されたときは、区長が指定する期日までに、グループホームを原状に回復したうえ、明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、損害賠償その他</u></p>

改正後	改正前
<p>(損害賠償)</p> <p>第7条 利用者は、グループホームの利用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(グループホームの管理等)</p> <p>第8条 グループホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、グループホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、グループホームの管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) グループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) グループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定</p>	<p><u>の請求をすることができない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 利用者は、グループホームの使用に際して、施設および設備（以下「施設等」という。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(グループホームの管理)</p> <p>第11条 グループホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、グループホームの管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) グループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) グループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定</p>

改正後	改正前
<p>管理者として指定するものとする。 (指定管理者の行う業務)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。 (2) <u>利用料金の徴収に関すること。</u> (3) 施設等の維持および修繕に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第11条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。 (委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成3年9月規則第39号で、同3年10月1日から施行) 付 則 (平成5年12月13日条例第37号) この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成6年2月規則第2号で、同6年3月1日から施行) 付 則 (平成11年3月25日条例第10号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 付 則 (平成12年7月14日条例第39号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成17年7月15日条例第18号)</p> <p>1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公</p>	<p>管理者として指定するものとする。 (指定管理者の行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。 (2) 施設等の維持および修繕に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第14条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。 (委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成3年9月規則第39号で、同3年10月1日から施行) 付 則 (平成5年12月13日条例第37号) この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成6年2月規則第2号で、同6年3月1日から施行) 付 則 (平成11年3月25日条例第10号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 付 則 (平成12年7月14日条例第39号) この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (平成17年7月15日条例第18号)</p> <p>1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公</p>

改正後	改正前
<p>布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の品川区立知的障害者生活ホームの入居に係る申請をしようとする者について適用する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第29号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例第13条の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第14条第3項の規定により品川区立知的障害者生活ホームの指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成18年3月31日条例第20号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の品川区立西大井つばさの家の利用に係る利用者負担額について適用する。</p> <p>3 改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例第6条、第7条および第8条の規定は、施行日以前の品川区立西大井つばさの家の使用に係る使用料および費用については、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成19年3月30日条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者グループホーム条例第6条および第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の品川区立知的障害者グループホームの使用に係る使用料等について適用する。</p> <p>3 改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例（以下「旧条例」という。）第6条から第8条までの規定は、施行日以前の品川区立北品川つばさの家の使用に係る使用料および費用については、なおその効力を有する。</p> <p>4 旧条例第8条の2の規定は、施行日以前の品川区立西大井つばさの家の利</p>	<p>布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の品川区立知的障害者生活ホームの入居に係る申請をしようとする者について適用する。</p> <p>付 則（平成17年10月24日条例第29号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例第13条の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第14条第3項の規定により品川区立知的障害者生活ホームの指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成18年3月31日条例第20号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者生活ホーム条例第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の品川区立西大井つばさの家の利用に係る利用者負担額について適用する。</p> <p>3 改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例第6条、第7条および第8条の規定は、施行日以前の品川区立西大井つばさの家の使用に係る使用料および費用については、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成19年3月30日条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者グループホーム条例第6条および第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の品川区立知的障害者グループホームの使用に係る使用料等について適用する。</p> <p>3 改正前の品川区立知的障害者生活ホーム条例（以下「旧条例」という。）第6条から第8条までの規定は、施行日以前の品川区立北品川つばさの家の使用に係る使用料および費用については、なおその効力を有する。</p> <p>4 旧条例第8条の2の規定は、施行日以前の品川区立西大井つばさの家の利</p>

改正後	改正前
<p>用に係る利用者負担額については、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成24年 3 月26日条例第16号）</p> <p>この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 3 月27日条例第18号）</p> <p>この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条および第10条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年10月22日条例第37号）</p> <p>この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年 3 月28日条例第20号）</p> <p>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 4 年11月28日条例第47号）</p> <p>1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 品川区立出石つばさの家の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>用に係る利用者負担額については、なおその効力を有する。</p> <p>付 則（平成24年 3 月26日条例第16号）</p> <p>この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 3 月27日条例第18号）</p> <p>この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条および第10条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年10月22日条例第37号）</p> <p>この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成30年 3 月28日条例第20号）</p> <p>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 4 年11月28日条例第47号）</p> <p>1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 品川区立出石つばさの家の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○品川区立知的障害者福祉施設条例 平成5年12月13日条例第38号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成15年10月27日条例第22号 平成17年10月24日条例第30号 平成18年3月31日条例第21号 平成18年7月10日条例第36号 平成19年3月30日条例第16号 平成21年3月31日条例第20号 平成24年3月26日条例第17号 平成25年3月27日条例第18号 令和5年7月12日条例第39号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区立知的障害者福祉施設条例 (設置)</p> <p>第1条 知的障害者の福祉の向上を図るため、品川区立知的障害者福祉施設(以下「福祉施設」という。)を設置する。 (名称および所在地)</p> <p>第2条 福祉施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立西大井福祉園</td> <td>東京都品川区西大井五丁目7番24号</td> </tr> <tr> <td>品川区立かがやき園</td> <td>東京都品川区西大井六丁目2番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉施設においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各</p>	名称	所在地	品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目7番24号	品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目2番14号	<p>○品川区立知的障害者福祉施設条例 平成5年12月13日条例第38号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成11年3月25日条例第10号 平成12年7月14日条例第39号 平成15年10月27日条例第22号 平成17年10月24日条例第30号 平成18年3月31日条例第21号 平成18年7月10日条例第36号 平成19年3月30日条例第16号 平成21年3月31日条例第20号 平成24年3月26日条例第17号 平成25年3月27日条例第18号 令和5年7月12日条例第39号</p> <p>品川区立知的障害者福祉施設条例 (設置)</p> <p>第1条 知的障害者の福祉の向上を図るため、品川区立知的障害者福祉施設(以下「福祉施設」という。)を設置する。 (名称および所在地)</p> <p>第2条 福祉施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立西大井福祉園</td> <td>東京都品川区西大井五丁目7番24号</td> </tr> <tr> <td>品川区立かがやき園</td> <td>東京都品川区西大井六丁目2番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉施設においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各</p>	名称	所在地	品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目7番24号	品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目2番14号
名称	所在地												
品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目7番24号												
品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目2番14号												
名称	所在地												
品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目7番24号												
品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目2番14号												

改正後	改正前
<p>号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 品川区立西大井福祉園 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）</p> <p>イ 支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 品川区立かがやき園 次に掲げる事業</p> <p>ア 生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）</p> <p>ウ 支援法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）</p> <p>(利用者)</p> <p>第4条 福祉施設を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 生活介護、就労継続支援および施設入所支援 障害福祉サービス受給者証（支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証をいう。次号において同じ。）の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>(2) 短期入所 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>2 区長は、前項に定める者のほか、相当と認めた者に福祉施設を利用させることができる。</p> <p>(利用 手続)</p> <p>第5条 第3条の事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根</p>	<p>号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 品川区立西大井福祉園 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）</p> <p>イ 支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 品川区立かがやき園 次に掲げる事業</p> <p>ア 生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）</p> <p>ウ 支援法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）</p> <p>(利用者)</p> <p>第4条 福祉施設を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 生活介護、就労継続支援および施設入所支援 障害福祉サービス受給者証（支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証をいう。次号において同じ。）の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>(2) 短期入所 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置の決定を受けた者</p> <p>2 区長は、前項に定める者のほか、相当と認めた者に福祉施設を利用させることができる。</p> <p>(利用 の承認等)</p> <p>第5条 福祉施設を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければなら</p>

改正後	改正前
<p><u>拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p>	<p><u>ない。</u></p> <p><u>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、福祉施設の利用を拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者（福祉施設の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 感染症にかかっているとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p>
<p><u>第6条 第3条の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるもののほか、第3条の事業を利用した者は、別に区長</u></p>	<p><u>第6条 利用者は、支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。</u></p>
<p><u>が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>(休業日等)</p> <p>第7条 品川区立西大井福祉園の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日および土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 品川区立西大井福祉園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>	<p><u>3 前2項の規定によるもののほか、利用者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>(休業日等)</p> <p>第7条 品川区立西大井福祉園の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日および土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 品川区立西大井福祉園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(福祉施設の<u>管理等</u>)</p> <p>第8条 福祉施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として利用者から收受することができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、福祉施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 福祉施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 福祉施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p><u>(2) 利用料金の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) 施設および設備の維持および修繕に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p>	<p>(福祉施設の<u>管理</u>)</p> <p>第8条 福祉施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、福祉施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 福祉施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(3) 福祉施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する事業の運営に関すること。</p> <p>(2) 施設および設備の維持および修繕に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</p>

改正後	改正前
<p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第11条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成6年2月規則第4号で、同6年3月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成11年3月25日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成15年10月27日条例第22号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年10月24日条例第30号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の品川区立知的障害者援護施設条例第7条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の品川区立知的障害者援護施設条例第9条第3項の規定により品川区立知的障害者援護施設の指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則 (平成18年3月31日条例第21号)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者援護施設条例第6条第1項の規定は、この</p>	<p>(指定管理者による個人情報の取扱い)</p> <p>第11条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成6年2月規則第4号で、同6年3月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成11年3月25日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成12年7月14日条例第39号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成15年10月27日条例第22号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年10月24日条例第30号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の品川区立知的障害者援護施設条例第7条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の品川区立知的障害者援護施設条例第9条第3項の規定により品川区立知的障害者援護施設の指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>付 則 (平成18年3月31日条例第21号)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の品川区立知的障害者援護施設条例第6条第1項の規定は、この</p>

改正後	改正前
<p>条例の施行の日以後の品川区立知的障害者援護施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成18年 7 月10日条例第36号） この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年 3 月30日条例第16号） この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年 3 月31日条例第20号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年 3 月26日条例第17号） この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 3 月27日条例第18号） この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条および第10条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>条例の施行の日以後の品川区立知的障害者援護施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成18年 7 月10日条例第36号） この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年 3 月30日条例第16号） この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年 3 月31日条例第20号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成24年 3 月26日条例第17号） この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 3 月27日条例第18号） この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条および第10条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 5 年 7 月12日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p>

品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○品川区立発達障害者支援施設条例 平成25年10月22日条例第38号</p>	<p>○品川区立発達障害者支援施設条例 平成25年10月22日条例第38号</p>								
<p>改正</p>	<p>改正</p>								
<p>令和5年7月12日条例第39号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u></p>	<p>令和5年7月12日条例第39号</p>								
<p>品川区立発達障害者支援施設条例 (設置)</p>	<p>品川区立発達障害者支援施設条例 (設置)</p>								
<p>第1条 発達障害者の自立および社会参加に資する支援を行うことにより、発達障害者の福祉の増進を図るため、品川区立発達障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 発達障害者の自立および社会参加に資する支援を行うことにより、発達障害者の福祉の増進を図るため、品川区立発達障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p>								
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>								
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>								
<p>(1) 発達障害 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。</p>	<p>(1) 発達障害 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。</p>								
<p>(2) 発達障害者 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。</p>	<p>(2) 発達障害者 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。</p>								
<p>(名称および所在地)</p>	<p>(名称および所在地)</p>								
<p>第3条 支援施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 支援施設の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立発達障害者支援施設</td> <td>東京都品川区上大崎一丁目20番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立発達障害者支援施設	東京都品川区上大崎一丁目20番12号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区立発達障害者支援施設</td> <td>東京都品川区上大崎一丁目20番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	品川区立発達障害者支援施設	東京都品川区上大崎一丁目20番12号
名称	所在地								
品川区立発達障害者支援施設	東京都品川区上大崎一丁目20番12号								
名称	所在地								
品川区立発達障害者支援施設	東京都品川区上大崎一丁目20番12号								
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>								
<p>第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。</p>								
<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第14項に規定する</p>	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第14項に規定する</p>								

改正後	改正前
<p>就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 発達障害者に係る相談、指導、助言および自立支援ならびに発達障害に係る普及および啓発に関すること。</p> <p>(利用者)</p>	<p>就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）</p> <p>(2) 発達障害者に係る相談、指導、助言および自立支援ならびに発達障害に係る普及および啓発に関すること。</p> <p>(利用者)</p>
<p>第5条 支援施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就労継続支援 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる事業 区長が適当と認めた者</p> <p>(利用<u>手続</u>)</p>	<p>第5条 支援施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就労継続支援 支援法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる事業 区長が適当と認めた者</p> <p>(利用の<u>承認等</u>)</p>
<p>第6条 <u>第4条の事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。</u></p> <p>(<u>利用料</u>)</p>	<p>第6条 <u>就労継続支援を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用を拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者が定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 感染症にかかっているとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、支援施設の管理上支障があるとき。</u></p> <p>(<u>使用料等</u>)</p>
<p>第7条 <u>第4条第1号の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるもののほか、第4条の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p>	<p>第7条 <u>就労継続支援の利用の承認を受けた者（第3項において「利用者」という。）は、支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。</u></p> <p><u>3 前2項の規定によるもののほか、利用者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p><u>4 第4条第2号に掲げる事業を利用する者は、食事その他の費用について、</u></p>

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第8条 支援施設の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 支援施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(支援施設の<u>管理等</u>)</p> <p>第9条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、支援施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を</p>	<p><u>別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>(休業日等)</p> <p>第8条 支援施設の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 支援施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(支援施設の<u>管理</u>)</p> <p>第9条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を</p>

改正後	改正前
<p>図るものであること。</p> <p>(3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 就労継続支援および第4条第2号に掲げる事業の運営に関すること。</p> <p><u>(2) 利用料金の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 施設および設備の維持および修繕に関すること（前号に掲げる業務に係るものに限る。）。</p> <p><u>(4)</u> 前<u>3</u>号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務（指定管理者による個人情報の取扱い）</p> <p>第12条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条までの規定および次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 支援施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前において</p>	<p>図るものであること。</p> <p>(3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(指定管理者の行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 就労継続支援および第4条第2号に掲げる事業（就労の相談、指導および助言に係るものに限る。）の運営に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 施設および設備の維持および修繕に関すること（前号に掲げる業務に係るものに限る。）。</p> <p><u>(3)</u> 前<u>2</u>号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務（指定管理者による個人情報の取扱い）</p> <p>第12条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条までの規定および次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 支援施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前において</p>

改正後	改正前
<p>も行うことができる。</p> <p>付 則（令和5年7月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>も行うことができる。</p> <p>付 則（令和5年7月12日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>